

女性活躍推進法に基づく「特定事業主行動計画」

【女性活躍推進法の概要】

- 成立：平成27年8月28日 公布：平成27年9月4日（同日施行） 10年間の時限立法
※ 事業主行動計画の策定については、平成28年4月1日施行
- 特定事業主行動計画の策定（法第19条）
 - （1）計画で定めるもの（同条第2項）
 - ① 計画期間 ② 達成しようとする目標 ③ 取組の内容及びその実施時期
 - （2）状況把握項目（同条第3項）
女性の採用割合，継続勤務年数男女差，勤務時間，女性管理職の割合，その他女性の職業生活における活躍に関する状況（内閣府令で規定）
 - （3）計画の公表，年1回の取組実施状況の公表（同条第5項，第6項）

【鹿児島県特定事業主行動計画の概要】

I 総論

- 計画の対象
知事部，議会，選管，監査，人事委，海区委，工水は連名（教委，県警，病院は個別）
- 計画期間及び実施時期
H28～32（R2）年度（前期），R3～7年度（後期） 10年間

II 女性の活躍に向けた課題及び具体的な取組

1 採用

女性採用者数の維持増加のために，機会を捉えた女性向けPR活動を行う。

目 標	採用した職員に占める女性職員の割合 40%
-----	-----------------------

2 職域拡大・計画的育成とキャリア形成支援

女性職員の配置が少ない部門への職域拡大やキャリア形成に向けた研修への更なる受講促進を図る。

目 標	様々な部門への女性職員の配置促進
-----	------------------

3 登用

管理的地位（課長級以上）にある女性職員の割合を高めるため，補佐級以下の女性職員の人材の層を厚くするなど積極的な登用を進める。

（数値）目 標	管理的地位に占める女性職員の割合 16%
---------	----------------------

4 長時間勤務の是正等の男女双方の働き方改革（次世代法に基づく計画と同じ）

業務の平準化，効率化を図り，長時間勤務是正や年休取得促進を図る。

（数値）目 標	年次有給休暇の平均取得日数 15日
---------	-------------------

5 家事，育児や介護をしながら活躍できる職場環境の整備（次世代法に基づく計画と同じ）

男性の育休，子育て目的休暇の取得促進のため，両立支援制度の活用促進を図る。

（数値）目 標	育児休業取得率 女性100%，男性30% 男性職員の配偶者出産休暇，育児参加休暇取得率 100%
---------	---

III 資料

- 管理的地位にある職員及び男女の職員の配置，育成，評価，昇任及び性別による固定的役割分担その他の職場風土等に関する意識

特定事業主行動計画の見直しのためのアンケート調査（R元）抜粋

- 現状把握項目データ
- 両立支援制度一覧